

関係法令等

○ 県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(抜粋)

(不当な取引行為の禁止)

第13条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品又は役務の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

一 略

二 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

三、四 略

2 事業者は、消費者との間で商品又は役務の取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不当な取引行為を行ってはならない。

(不当な取引行為の是正勧告)

第13条の3 知事は、事業者が第13条第1項の規定により定められた不当な取引行為を行っているとき認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう勧告することができる。

(緊急被害防止措置)

第13条の4 知事は、事業者が行う不当な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不当な取引行為を行つた事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表するものとする。

○ 県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則(抜粋)

(不当な取引行為)

第3条 条例第13条第1項第2号の行為に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

一、二 略

三 消費者に名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる契約を締結させる行為

四～九 略